

# 社会福祉法人木更津大正会役員等の報酬規程

2018年4月1日

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人木更津大正会（以下「本法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬に必要な事項を定めることを目的とする。

## (報酬等の支給)

第2条 役員等の報酬は支給しないものとする。

2 費用（交通費を含む）は支給しないものとする。

## (公表)

第3条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

## (改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

## 附 則

第1条 この規程を、平成29年4月1日より施行する

## 附 則

第1条 この規程を、平成30年4月1日より施行する